

(調整対象給付費見込額に係る率)

第一条 平成二十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十六とする。

(前期高齢者加入率の下限割合)

第二条 平成二十一年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

省

令

○総務省令第四十一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

総務大臣 鳩山 邦夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令
寒冷地手当支給規則(昭和三十九年総理府令第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表福島県の項中「荒川砂防出張所」を「吾妻山山系砂防出張所」に改め、同表富山県の項を次のように改める。

富山県	中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂六一	北陸地方整備局立山砂防事務所
有林地内	中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂外一二国	北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十八号

地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第十条及び地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百六十四号)第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則(昭和四十一年大蔵省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「三兆七千七百億円」を「三兆五千七百五十億円」に、「三兆七千三百億円」を「一兆九千二百五十億円」に、「千八百八十五億円」を「千七百八十七億五千万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(負担調整基準率)

第三条 平成二十一年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十五とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 河村 建夫

(経過措置)

2 改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同条に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○財務省令第二十九号

国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項及び第二項並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十条の二第三項において準用する同法第十条第六項の規定に基づき、国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令(昭和四十五年大蔵省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券」を、「国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

経済産業大臣 二階 俊博

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「及び」を「への資金の融通、融資経理から小規模共済業務等経理への資金(機構法第十八条第四号に掲げる業務に係る情報システムを最適化するために必要なものに限る。)の融通、」に、並びに「を」及び「に」改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第十条第一項の規定に基づき、特許登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

経済産業大臣 二階 俊博

特許登録令施行規則の一部を改正する省令

特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
第五十四条中「または」を「又は」に、「における登録年月日を記録した部分の前」を「の末尾」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の特許登録令施行規則第五十四条(実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後にする質権の設定の登録について適用し、この省令の施行の前日にされた質権の設定の登録については、なお従前の例による。

○環境省令第四号

環境省設置法(平成十一年法律第百一号)第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

環境大臣 斉藤 鉄夫

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「生物多様性保全企画官」の下に「動物愛護専門官」を加え、「を置く。」の下に「動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り」を加える。

第七条第二十八号中「野生生物の保護」の下に「並びに人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止」を加え、同号を第二十九号とし、同条中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。
二十六 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)に基づく報告徴収、立入検査、質問及び集取に関すること。

第十八条を第十九条とし、第十二条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

(動物愛護専門官の職務)

第十二条 動物愛護専門官は、人の飼養に係る動物の愛護に関する専門的行政事務を行う。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第七条第二十六号の改正規定は愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行の日から施行する。